

平成 27 年第 1 回市議会臨時会において不採択となった陳情

番 号	① 陳 情 第 53 号 ② 陳 情 第 55 号 ③ 陳 情 第 56 号	受理年月日	① 平 27. 1. 26 ② 平 27. 2. 16 ③ 平 27. 2. 16
件 名	① 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会開催を求めることについて ② 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会開催を求めることについて ③ 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会開催を求めることについて		
結 果	平成 27. 5. 20 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、九州電力に対し、川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、至近距離にある本市において公開の場での住民説明会の開催をを求めることを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、川内原発 1・2 号機の再稼働については、平成 27 年 3 月 18 日に原子力規制委員会から九州電力に対して、川内原発 1 号機の工事計画認可が出され、翌 19 日には九州電力が同委員会に対し使用前検査の申請書を提出し、その後、3 月 30 日から同委員会による 1 号機の使用前検査が開始されたとのことである。</p> <p>川内原発に関する住民説明会については、26 年 10 月 9 日から 20 日にかけて、県による新規規制基準適合性に係る審査結果に関する説明会が実施されたところであり、さらに、10 月 29 日には追加の説明会が開催され、九州電力から川内原子力発電所の安全確保に向けた取り組みについての説明がなされたところである。なお、これらの説明資料については県のホームページに掲載されている。</p> <p>また、九州電力においては、今後とも、訪問活動や見学会などにより、安全対策について説明していくこととされており、現在のところ大規模な説明会を開催する予定はないとのことである。本市としては、今後とも情報発信の取り組みが進められるものと考えており、これらの動向を注視していきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「県による住民説明会が開催されなかった出水市及び伊佐市の両議会において、同趣旨の陳情が採択される中、本陳情は議会の総意として、九州電力に本市での住民説明会の開催を求めるものであり、これまで本市において住民説明会が一度も開催されなかったことから、再稼働に当たって様々な疑問や不安を持つ市民に対し、九州電力は電気事業者として応える義務があ</p>			

ること。市当局は再稼働に当たって、九州電力が訪問活動や見学会等を通じて情報発信に努めることを注視したいとの見解であったが、九州電力が具体的にどのような取組みを進めているかは不明であり、当局もこれを把握していないことから、住民への説明の有無が再稼働のスイッチを押す当事者である九州電力任せの現状となっていることは問題である。原発再稼働に向けて60万市民の安全を確保するためにも、本市及び本市議会も主体的に判断すべきであり、九州電力に公開の場での住民説明会の開催を要請することは、再稼働の是非にかかわらず最低限必要なことであること。川内原発1・2号機の再稼働の是非については、本委員会において、これまでも審査を重ねてきたが、市当局は、九州電力に住民説明会の開催を要請する積極的な意思がないことが質疑の中で明らかになっている。我々議員には60万市民を代表するとともに、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の願いを代弁する義務と責任があり、九州電力に対し、住民説明会の開催を求めないことは鹿児島市民としての誇りが問われているという陳情者の意見陳述にもあったように、再稼働に当たっては、市民の知る権利を最大限に尊重し、これを行使することは議会の使命であること。以上のようなことから、本件については採択したい。」という意見、「九州電力においては、安全対策については、今後の訪問活動や見学会において説明していくこととしており、公開の場での説明会の開催は考えていないことが明らかになっている。さらには、県や原発周辺自治体の議会に出されている陳情についても、継続審査や不採択の意思が示されていることを踏まえ、本件については不採択としたい。」という意見、「出水市及び伊佐市議会において同趣旨の陳情が採択されたのは、当該市で住民説明会が開催されなかったことに起因するのではないかと考えること。また、郡山地域の方々が、26年10月の再稼働に関する説明会に何名参加したかについて当局が把握できていない状況下にあつては、本市において説明会を開くべきであると考えことから、本件については採択したい。」という意見、「今回初めて陳情者による意見陳述を聞いたところであるが、何かが起こってしまえば30kmの同心円状でおさまるような状況にはなく、そもそも本市で説明会が一度も開催されていないことが異常な事態ではないかと考えており、市長が本会議等で答弁している「住民の安全が担保されない限り再稼働すべきではない」ということとの整合性を図る観点からも、直接の責任を取る事業者において、本市で説明会を開催すべきと考えること。陳情の要旨に福井地裁の判決のことなどが述べられているが、原発の再稼働に対する不安が市民に広がっており、その不安が払しょくされていないのは説明が十分に足りていないという状況にあるためと理解したこと。また、陳情第56号の要旨の中で福島県飯舘村について言及されているが、同村の立ち入り禁止の警戒区域内を歩いた者の一人として、市民の安全を守ることを考えると、現時点において説明が一切なされていない状況については、まずは説明してから再稼働という段階を踏むべきではないかと考える。現在の当局の認識からは、住民の安全を担保し、安全性について説明するという流れには到底なり得ないことから、本件を採択し、九州電力に説明会を開催してもらうことが、約60万5,000人の鹿児島市民の生命と財産を守ることに資するものと考えること。以上のような

なことから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。